条約

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

条約第五号

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　適用範囲
第三条　一般的定義
第四条　透明性
第五条　秘密の情報
第六条　租税
第七条　他の協定との関係
第八条　特恵的な協定
第九条　環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進
第十条　実施取極
第二章　物品の貿易
第十一条　定義
第十二条　適用範囲
第十三条　物品の分類
第十四条　内国民待遇
第十五条　輸入関税
第十六条　輸出関税
第十七条　関税上の評価
第十八条　輸入及び輸出の制限
第十九条　輸出補助金
第二十条　二国間セーフガード措置
第二十一条　国際収支の擁護のための制限
第二十二条　一般的例外及び安全保障のための例外
第二十三条　原産地規則
第二十四条　物品の貿易のための運用上の手続規則
第二十五条　一般的な見直し
第三章　税関手続及び貿易円滑化
第二十六条　適用範囲
第二十七条　定義
第二十八条　透明性
第二十九条　通関
第三十条　一時輸入及び通過物品
第三十一条　協力及び情報の交換
第三十二条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第四章　衛生植物検疫措置
第三十三条　適用範囲
第三十四条　権利及び義務
第三十五条　衛生植物検疫措置に関する協議
第三十六条　第十四章の規定の不適用
第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第三十七条　適用範囲
第三十八条　協力
第三十九条　照会所
第四十条　適合性評価手続の結果の受入れ
第四十一条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第四十二条　第十四章の規定の不適用
第六章　サービスの貿易
第四十三条　適用範囲
第四十四条　定義
第四十五条　最恵国待遇
第四十六条　市場アクセス
第四十七条　内国民待遇
第四十八条　国内規制
第四十九条　承認
第五十条　自然人の移動
第五十一条　独占及び排他的なサービス提供者
第五十二条　商慣習
第五十三条　支払及び資金の移転
第五十四条　国際収支の擁護のための制限
第五十五条　一般的例外
第五十六条　安全保障のための例外
第五十七条　留保に係る表
第五十八条　留保に係る表の修正
第五十九条　透明性
第六十条　見直し
第六十一条　附属書
第七章　自然人の移動
第六十二条　適用範囲
第六十三条　一般原則
第六十四条　定義
第六十五条　入国及び一時的な滞在の許可
第六十六条　情報の提供
第六十七条　迅速な申請手続
第六十八条　出入国管理に関する法令に基づく措置
第六十九条　一般的例外及び安全保障のための例外